

1. 件名

株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパンの加工の事業に係る保安規定の変更認可申請に関する面談（2）

2. 日時

令和3年1月28日（木） 13時30分～14時30分

3. 場所

原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 核燃料施設審査部門

古作企画調査官、小澤安全管理調査官、永井主任安全審査官、田邊  
専門職、池永技術参与

株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン

保安管理部部長、他1名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こしによるものであり、誤りを含む  
場合があります。

6. 配布資料

資料1：GNF-J 保安規定\_許可本文\_許可添付の三段表

資料2：GNF-J 保安規定\_補足説明資料

資料3：GNF-J 保安規定\_保安措置運用ガイド反映箇所

資料4：GNF-J 保安規定\_経年劣化技術評価及び長期施設管理方針

資料5：GNF-J 保安規定\_段階的施行について

資料6：GNF-J 保安規定\_保安規定審査基準との整合について

資料7：GNF-J 保安規定\_品管規則\_事業許可\_保安規定の対応

| 時間      | 自動文字起こし結果  |
|---------|--|
| 0:00:01 | はい、原子力規制庁の田辺でございます。それではただいまより、株式会社グローバルニュークリアフュエルジャパンとの面談を開始いたします。                                     |
| 0:00:12 | 今回の面談は令和2年9月25日付で申請のありました、ここを施設の保安規定変更認可申請についての事実確認でございます。   |
| 0:00:23 | それではまず最初に、株式会社グローバルニュークリアフュエルジャパンから今回のですね、面談の資料について、簡単な説明をお願いいたします。                                    |
| 0:00:34 | 事務所のカメラと申します。よろしく願いいたします。それでは、今回の面談にあたり、先ほど送信いたしました資料のほうの御説明をいたしたいと思っております。                            |
| 0:00:50 | 資料は全部で七つでございます。文書のコードがありまして、STO-N20-001から017でございます。下3桁の番号で呼ばさせていただきます。                                 |
| 0:01:09 | 011、こちらのほうは別途保安規定変更申請と加工事業変更許可の記載の整理表ということで取りまとめてございます。  |
| 0:01:21 | 続きまして、012、こちらは保安規定の変更申請とかの補足説明資料といたしまして、日本放射線放出管理放射線管理施設管理施設の操作、                                       |
| 0:01:36 | CAP活動に常時非常時の段階的対応、こちらをまとめた資料になってございます。   |
| 0:01:43 | 013、こちらが保安のための措置等に関わる2を超える場合箇所の安定ですね、変更内容の対比の説明資料になってございます。  |
| 0:01:57 | 続きまして014番、こちらが経年劣化、劣化技術評価と長期施設管理方針の説明資料になってございます。  |
| 0:02:07 | 続きまして015番、こちらは加工事業変更許可からステップそれと新規制基準への適合性確認のための設工認申請を踏まえた保安規定の変更と申請時ということで、                            |
| 0:02:22 | 賄ってございます。  |
| 0:02:25 | 最後016、こちらは再提出したものでございますが、保安規程審査基準との整合について、ということです。こちら内一部以降地形再提出する形になっております。また017番、こちらはええと品質マネジメントシステム。 |
| 0:02:45 | 許可と保安規定で今回の健康のところのちょっと精度確認ということでこちらもされてしていく形になってございます。今回確認していただく資料は以上でございます。よろしく願いします。                 |
| 0:03:05 | はい規制庁田辺です。資料について御説明ありがとうございました。今回の面談についてはいただきました。市も3桁011から017までの資料を用いて、事実確認のほうを行っていきたいと思っております。        |
| 0:03:31 | 規制庁小澤です。   |

|         |  |
|---------|--|
| 0:03:34 | 事前にですね資料送っていただいております、それで資料のほう確認すでにさせていただいているところですので、一部御説明をお願いするところもありますけれども、基本的に           |
| 0:03:50 | 記載についてですね検討いただきたいというようなコメントをこちらからお伝えしてどのような考えなのかというようなことにお答えいただくというようなやり方で進めたいと思います。       |
| 0:04:05 | よろしくお願いします。  |
| 0:04:09 | よろしくお願いいたします。  |
| 0:04:13 | 規制庁小澤です。それではこの資料の中でですね、下3桁と言うと011の資料がですね、保安規定の変更、変更される予定のところは全部記載されている。資料に多分なと思いますので、      |
| 0:04:33 | ちょっと基本的にまずこの資料をベースに確認させていただきたいと思えます。   |
| 0:04:40 | その011の資料のですね。  |
| 0:04:45 | 32ページ。   |
| 0:04:49 | 第6章施設管理というところが今回全体的にここは今回新しく当規定される盛り込まれるというようなところですね、この中のですね、58条、6ポツ、                      |
| 0:05:06 | (1)、6ポツの保全活動の管理指標の設定というようなところの記載でございますけれども、この(1)の規定のところをGNF-Jの規定の状況見ますと、                   |
| 0:05:21 | 具体的なですね、項目指標設定されているというようなところへ規定が記載されているというところでございます。                                       |
| 0:05:30 | どちらかはですね運用していくにあたって見直しをしていくべきものでもありますので、他事業者先行したそのウラン加工事業者で言うてMNFであったりNFIであったりというところの      |
| 0:05:48 | 記載でこのところはですね保全活動の管理指標設定するというようなところの規定となっております、御社の規定されているようなその具体的な項目までを設定しているという状況ではございません。 |
| 0:06:04 | そういう状況を踏まえてですね、記載のaについてはですね、ご検討いただきたいと思います。  |
| 0:06:17 | GNF-Jカメラザキでございます。今のコメントですね記載の  |
| 0:06:25 | 標準化といいます   |
| 0:06:27 | このにとってほかの他事業者と合わせたですね、記載程度に変更するように考えてございます。先行他社はちょっと見習ってですね、記載の平準化したいと思います。                |
| 0:06:43 | 以上でございます。  |

|         |  |
|---------|--|
| 0:06:48 | 規制庁オザワですねとコメントの趣旨を踏まえてですねえ等を検討をしていただければと思います。  |
| 0:06:56 | 続きまして、   |
| 0:06:59 | すいません  |
| 0:07:01 | コサクさん適宜ですね、必要に応じて入ってきていただいて構いませんのでよろしくをお願いします。   |
| 0:07:09 | コサクです了解です。   |
| 0:07:11 | 続きまして、   |
| 0:07:15 | 同じ上ですね、58条の第1項のところでございますけれども、  |
| 0:07:22 | こちら  |
| 0:07:24 | 初めに定義というような形でこういう項目がほぼ先行しているその事業者にあるかどうかという、記載ないところがございますけれども、この用語の定義ということで、JEAC409、             |
| 0:07:40 | を引用しているというところがございますけれども、審査基準におきましてはですね、施設管理の目標であったり、計画A評価改善についてですね運用ガイドを参考にというところで定められているところですね。 |
| 0:07:58 | 趣旨も踏まえてですね、こちらのほうですね、こういう記載を残すかどうかというところを御検討いただければと思います。   |
| 0:08:14 | GNF-Jカメザキでございますが、こちらのほうもですね、ちょっと先行他社にあってですね、期待してるのほう、検討していきたいと思います。今のところが他社に合わせてですね、こちらの定義というのを、 |
| 0:08:31 | ここで考えてございます。以上でございます。  |
| 0:08:40 | 規制庁小澤です。はい。こちらについてもコメントの趣旨を踏まえて修正検討していただければと思います。  |
| 0:08:51 | 続きまして、   |
| 0:08:54 | こちら58条のところがございますけれども、  |
| 0:09:01 | 7ポツ1A33ページですね、7ポツ1点検計画の策定というところがございます。   |
| 0:09:10 | ここの中にですね、あらかじめ   |
| 0:09:14 | 保全計画を選定したというようなくだりの記載があるんですけども、保全計画というのは、32ページの7ポツの保全計画の策定(1)というところに御社のところでも記載があるようにですね。         |
| 0:09:31 | 点検計画、工事の計画重視特別な保全計画というものを含めたですね、全体を示すようでございますので、使われて者の保安規定のほうでも使っておりますので、                        |

|         |   |
|---------|---|
| 0:09:46 | 選定という使い方が適切かどうかというところでございます。この事業者もですね、ここですけれども、先行の事業者見ると、保全計画の選定というところ保全方式の選定っていう       |
| 0:10:06 | 記載の仕方を他社がございまして、もしかしたら誤記なのかなということもございまして、今の趣旨を踏まえてですね、修正記載のほうですね、ご検討いただければと思います。        |
| 0:10:25 | GNF-Jのカメザキでございます。先ほどオザワ様がおっしゃった通りですね、その部分は保全方式を選定するという記載でございまして、適切に修正したいと思います。以上でございます。 |
| 0:10:46 | はい。規制庁小澤です。よろしく申し上げます。  |
| 0:10:50 | そうしましたら、続いてですね、同資料ですね、の34。  |
| 0:11:00 | 1、  |
| 0:11:03 | でございます。33ページの下からですね34ページにかけてなんですけれども、   |
| 0:11:11 | 点検計画の策定っていうところですね、  |
| 0:11:16 | 巡視を含めた点と点検計画の中に巡視を含めた規定という構成になってございます。  |
| 0:11:25 | 運用ガイドの方ですね要望に従えばですね、点検計画の中に巡視を含められた構成としてございませんで、  |
| 0:11:35 | 規定の記載の構成としましては、   |
| 0:11:42 | 先行他社だと巡視を明示的に記載しているというような事例がありますけれども、そうするかですね、こここの点検計画等だとかをつけてですね、この記載を                 |
| 0:11:56 | 適切なものという読み取れるような形でですね、修正等ですね検討していただければと思います。  |
| 0:12:11 | GNF-Jのカメザキでございます。こちらですね、運用ガイドの内容に沿ってですね、適切に修正したいと考えてございます。以上でございます。                     |
| 0:12:27 | 規制庁の古作です。ちょっと   |
| 0:12:30 | 補足というか、   |
| 0:12:32 | お話をしておくと、   |
| 0:12:35 | 点検が保安措置のガイドで書いてあるということもそうなんですけど。  |
| 0:12:41 | 御社の今日の資料でもう32ページの   |
| 0:12:46 | 一番下の7ポツ保全計画の策定(1)の中で、   |
| 0:12:51 | 構成する活動としてaポツで、点検計画  |
| 0:12:57 | その次、  |

|         |  |
|---------|--|
| 0:12:59 | bポツ言って設計補修工事。  |
| 0:13:04 | cポツで巡視、dポツで特別な保全計画ということで、点検、   |
| 0:13:11 | 設計工事巡視が4本立ての形になってますんで。   |
| 0:13:17 | そうすると、7ポツ1点検計画の策定と書いてしまうと。   |
| 0:13:23 | 巡視が入っていないくて、   |
| 0:13:27 | その次、   |
| 0:13:30 | 1と7ポツ2で設計補修工事ってということなので、これは先ほどのbポツに相当しているって7ポツさんが特別ということで、巡視だけが抜けているっていう形になっていると。                  |
| 0:13:41 | ということでご理解いただいたらいいかと思っております。それを点検のところに入れるということにするのか、巡視を並べて作るのかということになるかと思っております。                    |
| 0:13:53 | その点はGNFJはご理解いただいておりますでしょうか。  |
| 0:14:00 | GNF-Jのカメザキでございます。ご説明ありがとうございました。前後のですね対応がやってないという点についてはですね、理解してございますので、おさめる場所ですよ。適切に修正したいんですけどもます。 |
| 0:14:19 | 以上でございます。  |
| 0:14:25 | 規制庁小澤です。それでは修正というかご検討の方よろしく申し上げます。   |
| 0:14:33 | 続きまして、   |
| 0:14:36 | ええと、58条の4、同資料のですね。   |
| 0:14:42 | 36ページ  |
| 0:14:45 | 37ページ。   |
| 0:14:47 | 使用前事業者検査に関する事項、定期事業者検査に係るところの確認でございます。   |
| 0:14:56 | まず   |
| 0:14:59 | 58条の4の使用前事業者検査の第5項、  |
| 0:15:03 | のところなんですけれども、検査員の立ち会い頻度を定め、  |
| 0:15:09 | というふうな規定記載ぶりがあるんですけれども、  |
| 0:15:13 | 検査員は検査行為をすべて行うという者でありますので、また違うと言ったその立場でですね、検査に関わるものではないということを理解していただいた上でですね、適切に記載を、                |
| 0:15:31 | 検討していただきたいと思っておりますんで、本件は次のですね、60条の第5項に定期事業者検査の第5項についても同様でございます。                                    |

|         |   |
|---------|---|
| 0:15:43 | これ、こちらについてはですね、先行他社のところの記載を参考にというところで、参考にさせていただいているところで、申し訳ないというところもあるのですが、                           |
| 0:16:00 | 先行他社のところもですね今後適切に反映の修正としていくというところだと御認識の上で御検討いただければと思います。  |
| 0:16:23 | GNF-Jの藤巻でございます。ご指摘ありがとうございますで先行他社の状況についても、状況は理解いたしました。ちょっとコサクさんなのかもしれませんけども                           |
| 0:16:39 | 我々のこう書いた趣旨を我々なりに理解すると、もちろん検査にて100%検査を行わなきゃいけないということなんですけれども、その中に記録の検査、あと実際に立ち会う立ち会い検査というカテゴリーがあって、    |
| 0:16:55 | で、立ち会い検査の頻度を決めて、その頻度100%やるという趣旨で書かせていただいたんですけども、ちょっとそこは同等の部分が理解が誤っているのかっていうのをもう少し補足いただけるとありがたいんですけども、 |
| 0:17:17 | まず規制庁オザワからですけれども、そういった、今の藤巻さんからのですね。意図がまず読んだときに読み取れなくてですね、  |
| 0:17:33 | 立ち会いというところと、その記録というところも含めてですね頻度を定めているのかなというところでまず読んだっていうところが最初のところでございます。                             |
| 0:17:53 | すみません、続けてでそういうことであればですね、まずそういうところも読み取れるように、まずは記載していただく必要があると考えてます。                                    |
| 0:18:08 | オザワからは以上です。   |
| 0:18:13 | 規制庁コサクです。   |
| 0:18:16 | ちょっと途中別件が入ったので、聞き取れなかった部分もあるんですけど。  |
| 0:18:23 | まず立ち会という言葉おかしいということはお理解いただいているっていうことでいいんですよね。   |
| 0:18:36 | 検査の一部分でここに出てくるのはおかしいという意味ででしょうか。  |
| 0:18:43 | 今の規制庁コサクです。今の回答だとやっぱりご理解いただけてない気がするんですけど。   |
| 0:18:49 | 検査を実施するのは誰ですか。  |
| 0:18:54 | 検査員並びに検査責任者でございます。  |
| 0:18:59 | その人が立ち会う立ち会わないっていうのはどういう意味になるんですか、実施している人が立ち会うって何か違うんですか、自分の活動に立ち会うって変じゃないですか。                        |
| 0:19:10 | なるほどあのそういう良いとおかないということで、立上いの定義がされてなかなかこう立ち会いだけが出てくるおかしいということですね。はい。                                   |

|         |  |
|---------|--|
| 0:19:20 | 定義も何もですね、規制庁コサクです。ぜひも何も自分が実施するのはその場所にいるに決まっています、   |
| 0:19:29 | 立ち会いとかっていう話にならないですねこれ  |
| 0:19:33 | 取扱責任者が立ち会うとかっていうのであれば、実施している責任者、検査員の活動に対して、  |
| 0:19:43 | とりあえず  |
| 0:19:44 | こちらが立ち会うっていう表現になるんですけど。  |
| 0:19:49 | 実施者については立ち会いとは言わないので、そこはよく考えていただいて、  |
| 0:19:55 | で実施する頻度とかですね。  |
| 0:19:59 | どの項目まで実施検査として実施しなければいけないかと。  |
| 0:20:04 | いう考えで言えば、  |
| 0:20:07 | 実用炉なりでの整理で言えばですね、検査方法を   |
| 0:20:12 | 程度に合わせて設定するというような表現になってるかと思います。  |
| 0:20:18 | またの保安規定ではそこまで細かく規定していないところもあるので、そういった  |
| 0:20:25 | 先行の加工施設だけじゃなくてですね他も含めて見ていただいたらいいんじゃないかなというふうには思っています。  |
| 0:20:33 | はい、GNF-J 藤巻でございます御説明ありがとうございました。ご主旨は了解いたしましたので、それに合わせて修正いたします。   |
| 0:20:47 | 規制庁オザワです。はい。そうしましたら修正の御検討のほうよろしくお願います。   |
| 0:20:54 | 引き続きましてですね、  |
| 0:20:59 | この資料の 38 ページでございます。  |
| 0:21:04 | 65 条の 3 というところですね、新規制基準対応の工事開始から適合性確認までの保安上の措置と。   |
| 0:21:14 | というようなところのハの規定がございますので、これはですね  |
| 0:21:23 | ここにこういう規定のあるところとは従前えーとウラン加工施設についてはですね、実用炉のように、その一部使用承認だとかそういう  |
| 0:21:35 | 制度がなかったものですから、工事計画設工認の中でですね、きちんと設計及び工事の方法、今であれば工事の計画の中できちんと記載した上でですね。                                  |
| 0:21:52 | 必要に応じてその運用について取るべきものがあればですね保安規定のほうに反映してというようなやり方をしている、それに従った規定が残っているというような状況のものだということは我々のほうも理解してございます。 |



|         |  |
|---------|--|
| 0:22:10 | まずまずこの記載について、まず今記載していただいているその規程への案として記載していただいている内容について、まず確認、                                     |
| 0:22:23 | 誤ったところとかがありますので、そちらのほうの確認させていただきたいと思います。   |
| 0:22:28 | まず第1項のほうなんですけれども、設計及び工事の   |
| 0:22:34 | 方法計画の認可ってところで多分これ制度を4月前と4月以降の両方をみせた書き方をしているんだと思っておりますけれども、第2項のほうでは設計及び工事の方法の認可というふうになっていたりとかですね。 |
| 0:22:53 | というところで、この記載ですね、適切に条文残すということであればですね。ええと記載していただく必要があるのかなと思っています。                                  |
| 0:23:09 | 前制度の認可についてはですね、設計及び工事の計画の認可として、ということになっているところがございますので、まず用語の使い分けというところではですね、全体見ていただいて、適切にまず       |
| 0:23:28 | 修正が必要だと思っております。  |
| 0:23:33 | それですね、第1項とその第2項において、   |
| 0:23:40 | 使用前確認と使用前検査という用語も記載されていますので、こちらについても、その使い分けが適切なのかというところで、第2項の(2)であれば使用前確認になるのではないかなというようなこちら     |
| 0:23:58 | 見受けられるところもありますので、用語については適切にもう一度ですね、チェックしていただく必要があるのかなと思っています。                                    |
| 0:24:16 | GNF-Jのカメザキでございます。こちらですね、本設工認記載とあと使用前確認のこちらのほうは、内容精査してですね、適切に                                     |
| 0:24:31 | 記載して考えております。以上でございます。  |
| 0:24:38 | 規制庁オザワですので、御社の場合はですね、昨年4月前後ですね、工事に着手している、その前に着手しているもの。その後以降で着手するものっていうものが、                       |
| 0:24:54 | 混在しているというようなところも理解してございますので、記載についてはですね、再度チェックしていただければと思います。                                      |
| 0:25:04 | それですね、その中でですね。   |
| 0:25:07 | このところ第1項については赤字になってございますので、今回修正されているものっていうふうに  |
| 0:25:18 | 前回の規定からですね、変わっているところだと思いますけれども、  |
| 0:25:26 | この中でですね。巡視の免除  |
| 0:25:30 | について規定されているところございます。こちら我々の方の理解としてはですね。   |

|         |   |
|---------|---|
| 0:25:37 | 当施設の維持管理としてのその巡視というところで記載されているというふうに理解してございますけれども、  |
| 0:25:45 | 工事中、施設の施工管理だとかそういうものについてはですね、の巡視は実施、当然実施するものと思っておりますけれども、そういう理解でよろしいでしょうか。                                      |
| 0:26:04 | GNF-Jのカメザキでございます。その理解で正しいでございます。以上です。   |
| 0:26:14 | 規制庁オザワです。よろしいでしょうか、そういうことであればですね、この58条に定める巡視全般を免除というところも含めてですね、記載の適正化をしていただければと思います。                            |
| 0:26:29 | それですね。続いて同じ上のところの確認が続くんですけども、   |
| 0:26:43 | 第1項から第3項のところでございます、   |
| 0:26:49 | このところ設計及び工事の方法の認可を踏まえてですね保安規定で施設の運用を規定していたという内容でございますけれども、  |
| 0:27:03 | 工事、完了したら、この工事完了後はですね、今回施設管理の条項がですね、新たに加わっております。   |
| 0:27:16 | 工事完了後はですね保安規定の条文のもとですね、この施設管理の状況も含めてですね、管理されるべきものであると。  |
| 0:27:27 | いうふうに考えてございます。で、設工認で約束した事項というものもですね、その施設管理の中ですね、設計管理であったり、工事管理であったり、作業管理ですか、記載であればというところですね、きちんと管理、             |
| 0:27:44 | していただいた上でですね、我々の方確認するということでございますので、記載があるなしにかかわらず、我々の確認行為が一緒になるというふうに認識してございますので、今回あの施設管理の条項が加わったということですね、この記載を、 |
| 0:28:01 | 残すのがいいのかどうかということも含めてですね、ご検討いただければと思います。   |
| 0:28:19 | GNF-Jカメザキでございます。こちらの記載にですね、残すのかどうかということですね、もう一度ですね、検討して決定したいと思います。  |
| 0:28:35 | 今のところそのように考えてございます。以上です。  |
| 0:28:42 | 規制庁オザワです。   |
| 0:28:47 | 先行他社のところで言いますと、こちらのほうを記載が同様の、同様というか中身的には若干違いはありますが、残っている状況でございますけれども、他社に置かれてもですね、認識が同じでございます、                   |
| 0:29:07 | 今後のところでですねどうすべきかというところを検討しているところでございますので、そういうところも踏まえてですね、ご検討いただければと思います。  |

|         |   |
|---------|---|
| 0:29:21 | それですね、あと  |
| 0:29:24 | 第3項の(3)ですか  |
| 0:29:34 | 記載残す場合ということでございますけれども、改造工事等を行う場合、施設設備の安全機能を考慮し定期事業者検査を実施するというふうに規定されてございますけれども、改造工事を行うという場合は、 |
| 0:29:51 | まず設工認の対象となっていて、当然あの使用前検査であったりとか使用前確認の対象になるということですね、終了していない段階で、その定期事業者検査を実施するということはありませんので、    |
| 0:30:06 | あり得ませんので、そういうところも踏まえてですね、   |
| 0:30:12 | 修正の場合はですね、ご検討いただければと思います。   |
| 0:30:20 | GNF-J カメザキでございます。今のコメント承知いたしました。ありがとうございます。   |
| 0:30:27 | はい。   |
| 0:30:31 | 続きましてですね、   |
| 0:30:36 | 加工施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針というところでございます。  |
| 0:30:45 | 資料としてはですね、審査基準と保安規定の変更内容の対比の資料、   |
| 0:30:57 | 016の資料ですか。  |
| 0:31:14 | 少々お待ちください。  |
| 0:31:28 | 規制庁コサクです。ちょっと先ほどの点で聞きたいことがあるので先によろしいですか。  |
| 0:31:34 | 規制庁小澤ですよろしく申し上げます。  |
| 0:31:38 | はい、規制庁の古作です。先ほど、  |
| 0:31:44 | 工事が長引いた時に、使用前確認までの間は検査をするという条文について  |
| 0:31:53 | 保安規定上の扱いは整理をするということだったんですけど。  |
| 0:31:59 | そもそもプラントの状態、工事の期間プラントの状態としてどんなことを想定しておられるのかっていうのを、  |
| 0:32:08 | お聞かせいただいていいですか。   |
| 0:32:21 | GNF-J のカメザキでございます。  |
| 0:32:24 | 基本的に工事に入っているとですね、加工施設として使用することはないはずですので、取り組みながら、機能は進めて確認しなきゃいけないのは、ともに貯蔵に関することだと考えてございます。     |
| 0:32:41 | 貯蔵の状態の点検だとかそういうことになるかと思っています。以上です。  |
| 0:32:51 | 規制庁コサクです。わかりました。  |

|         |   |
|---------|---|
| 0:32:54 | 制度論で言うそうですね、工事をやっている設備であれば、適切に向上するようにその工事の期間、管理をするというのを、              |
| 0:33:05 | 工事の活動という中での管理なので、検査云々というよりは、施設管理の工事                                   |
| 0:33:14 | で<br>対応し、その際に、系統構成なりでの機能維持ということも配慮しながら対応                              |
| 0:33:22 | すると。<br>ということなので、あまり検査云々という話はないってということなんですけど、一                        |
| 0:33:34 | 方で今回制度が変わってですね、<br>検査の条文で検査不要というようなところの                               |
| 0:33:38 | 対応として、試験使用ですとか、一部使用といったような扱いが整理をされて                                   |
| 0:33:46 | います。<br>工事が今回施設全般にわたるので、1部分は工事が終わっているけど他の工                            |
| 0:34:04 | 事が終わっていないので最終の使用前確認ができないというようなときであっ                                   |
| 0:34:19 | て先行で終わってる部分は使いたいということだと一部使用と。<br>ということになってそれを設置設工認の工事の工程なりで説明をしていただいて |
| 0:34:22 | 使用前確認申請の際にも明確にさせていただくと、こちらとしては一部使用承                                   |
| 0:34:30 | 認、<br>1回のことでの対応をするという形に   |
| 0:34:42 | 今後なるということなので、その部分との関係があればそこを明確にということ                                  |
| 0:34:44 | で思ったんですけど。<br>今御説明あった範囲だとそういうたぐいのものではないということのようなの                     |
| 0:34:57 | で、適切に工事として管理をしていただければというふうに思ってます。以上で                                  |
| 0:35:00 | す。<br>お聞きしてございます。   |
| 0:35:13 | GNF-Jのカメザキです。御説明ありがとうございました。内適切にですね、管                                 |
| 0:35:15 | 理したいと思ってございまして、<br>規制庁オザワです。  |
| 0:35:31 | そうしましたらですね、ちょっと先ほどに戻りますけれども、資料のですね、016                                |
|         | のですね、<br>77ページになります。  |
|         | 今回ですね、先行他社とのやりとりの中でですね、加工施設のその経年劣化                                    |
|         | に関する技術的な評価及び長期施設管理方針というところについて、GNF-                                   |
|         | Jの方もですね、別途<br>条文を立てるというあのやり方にへのされていると変更の内容を見ると見受け                     |
|         | られますけれども、若干資料としてですね、7ポツ、その77ページの7ポツの                                  |
|         | (4)にですね移行した前のものが残ってしまっていたりとか、   |

|         |  |
|---------|--|
| 0:35:51 | するものですから、他の資料では記載がなかったりとかするんですけども、今一度ですね提出いただいている、その説明資料の最終の補正するその保安規定の条文に合わせてですね。   |
| 0:36:07 | いま一度見直して修正していただければと思います。   |
| 0:36:14 | GNF-J のカメザキでございます。資料はですね不一致不整合、そちらのほうは提出のときに適切に確認して修正してきたと考えてございます。誠にすみませんでした。   |
| 0:36:30 | 以上でございます。  |
| 0:36:34 | 規制庁オザワです。そうしましたら本件を最終的には全体的に見渡していただいた資料ですね、最終の補正に合わせてですね、最後まで一度見直して、   |
| 0:36:48 | 補正のタイミングで最終の説明資料という形で提示いただければと思っていますのでよろしくお願いします。  |
| 0:36:57 | あれですね、今の経年劣化に関する技術的な評価等長期施設管理方針ということですね、014 のほうで、資料を   |
| 0:37:10 | 作成していただいて御説明していただいているところでございますので、当然方も中身を確認してございますけれども、この資料でですね。  |
| 0:37:23 | 3 ページの表 2 のところでですね、保安規定の添付 3 としてつける予定のものということですね。  |
| 0:37:32 | 長期施設管理方針の保安規定変更案というような形でですね、資料がございます。  |
| 0:37:39 | で、こちら中身ですね、その後ろ以降にですね。   |
| 0:37:47 | 平成 29 年に第 2 回目の御社の施設だと第 2 回目の評価がやられているという状況だと思いますけれども、その時の結果というものを 4 ページ以降添付 1 という形でつけていただいているところでございます。                         |
| 0:38:08 | この中身を見ると、NISA 文書で示されていた内容に従ってやられているっていうようなところがフロー図とかから見受けられますけれども、最後につけていただいている評価結果ですね。  |
| 0:38:23 | この資料で言いますと、  |
| 0:38:28 | 添付 1-10 以降の結果で、その表 2 のところで評価結果というふうに受けてございますけれども、  |
| 0:38:37 | こちらで挙げられている内容を踏まえてですね、これの全部先ほど 3 ページの  |
| 0:38:46 | 表 2 のですね、長期施設管理方針のほうに展開されているものをというわけではこれを見るとですね、ないんですけども、ちょっとそこら辺のですね、考え方というものをですね御説明いただけますでしょうか。この資料だけを見てですねちょっと読み取れなかったものですから、 |
| 0:39:05 | 御説明のほうをお願いします。   |

|         |  |
|---------|--|
| 0:39:32 | GNF-J のカメラザキでございます。  |
| 0:39:36 | こちらですね、  |
| 0:39:40 | ページでいうと、   |
| 0:39:44 | 添付 1-12 を見ますと、こちらの 3 ポツ、高経年化技術評価の結果というところで記載。  |
| 0:39:56 | してございますが、  |
| 0:39:59 | こちらはですね、建物、設備機器の高経年化評価の結果、先ほどの表 2 に示す経年劣化事象が抽出され、これについて現状保全を実施していけば、                               |
| 0:40:17 | の部分の設備、或いはその部分については、ここ十年間の安全機能を維持できるという結果が得られたこともこれが大前提にありまして、しかしながら、一部の機器構成別については、点検や定期点検で確認するもの、 |
| 0:40:37 | そちらに長期で把握するものであるということで、こちらについて追加の保全策として、先ほどの   |
| 0:40:46 | 添付 3 に予定しています。実施報告について点検を実施していこう、そういう計画及び等を作りの流れになってございます。   |
| 0:41:00 | 説明は以上でございます。   |
| 0:41:06 | 規制庁小澤です。   |
| 0:41:09 | そうするとこの差分についてはですね日常点検などから定期点検だとかで確認できるものについてはそちらで確認すると。ここに挙げられているものがこの資料で言うとその 3 ページ目に展開されていて、     |
| 0:41:25 | 長期施設管理方針の中で確認していくというようなことと理解しましたので、  |
| 0:41:33 | この表 2 の結果についてはそうすると平成 29 年に実施されたところの評価結果の概要というところとこの先ほどの添付 1-12 の結果を見るとリンクしてございますので、整合がとれている形での    |
| 0:41:50 | 添付になっているというふうに理解しましたけれども、その理解でよろしいですかね。  |
| 0:41:59 | GNF-J のカメラザキでございます。その通りでございます。   |
| 0:42:07 | 規制庁オザワです。はい。わかりました理解できましたので、   |
| 0:42:13 | そうしますとこちらにつけていただいているところですね、きちんと補正の際には添付 3 としてつけていただければと思います。                                       |
| 0:42:24 | GNF-J がカメラザキでございますが、拝承いたしました。  |
| 0:42:34 | してくれる。   |
| 0:42:36 | 規制庁オザワです。  |
| 0:42:40 | そうしましたら次なんですけれども、  |

|         |  |
|---------|--|
| 0:42:51 | 保安規定の審査基準のですね、第 8 条第 1 項 12 号の 2 ポツに記載されています。放射性気体廃棄物の固形化等の処理についてっていうところなんですけれども、                        |
| 0:43:06 | 御社の場合だとその審査基準とのその対比の資料の 016 を見ていただいて、その外で 8 条の 1 項の 12 号の 2 というところを見ていただければと思うんですけれども、                   |
| 0:43:39 | 56 ページですかね。  |
| 0:43:47 | ですねこ、このところの、その固形化等の処理の等のところにはですね、液体廃棄物放射性液体廃棄物の保管廃棄というものも含めた規定となっておりますので、その趣旨を踏まえた上でですね、該当する条文をこの資料にですね、 |
| 0:44:04 | 記載していただければと思っております。  |
| 0:44:08 | よろしいでしょうか。   |
| 0:44:11 | 時 GNF-J のカメザキでございます。現在反映不要となっているところでございますけども、そちらのほうですね、その  |
| 0:44:21 | そこへコメントにあわせて記載を修正したいと思っております。以上です。   |
| 0:44:31 | 規制庁小澤です。反映等よろしく願います。続いてですね、同じところを第 8 条第 52 号の 3 のところなんですけれども、  |
| 0:44:44 | 既認可の保安規定。  |
| 0:44:47 | ですので、記載がないかもしれませんが、56 条 57 条というところですね、核燃料物質等の運搬ということが規定されています、既認可のところですね。                                |
| 0:45:03 | この核燃料物質等というところの等にはですね、事業規則上での定義ですと、放射性背景と固体廃棄物も含まれたものと用語の定義となっております、ここの中でですね。                            |
| 0:45:20 | 含まれているというようなところで我々のほう理解してございます。先行他社のところもですね最初同様の御社ですね GNF-J と同じような資料の構成だったんですけれども、最終的にここに含まれるということですね。   |
| 0:45:38 | 系統資料を最終段面では修正していただいているというようなところでございますので、趣旨を理解した上でですね、適切に反映していただければと思います。                                 |
| 0:45:53 | GNF-J のカメザキでございます。ただいまのコメントは承知いたしました。  |
| 0:46:03 | はい。それではよろしく願います。それとですね、続きまして、  |
| 0:46:11 | 58 条の 4、御社の保安規定のですね、58 条の 4 であつたりとか 60 条、  |
| 0:46:20 | に規定されている使用前事業者検査、定期事業者検査に係る教育訓練ですね。  |

|         |   |
|---------|---|
| 0:46:28 | が今回新たに定義規定されてその上部に入っているんですけども、  |
| 0:46:37 | この教育に係る方針であったりとか、   |
| 0:46:40 | 計画を定めてその教育訓練を実施して実施状況を確認してその結果を踏まえてその見直ししていくところが、多分品質マネジメントシステムのほうの条項との方ですね   |
| 0:46:57 | 読み取っていくというような構成になっていると思うので理解してございましてそれを踏まえて、また、23条の教育訓練というようなところと関連してっていうところなんだと思うんですけども、                               |
| 0:47:13 | ちょっとそのところがですね、全体を見てちょっと読みにくかったものですから、   |
| 0:47:23 | 記載をですねもう少しあの工夫できるようであればですね、工夫していただければと思っているところでございます。   |
| 0:47:35 | GNF-Jのカメザキでございます。こちらの教育訓練も、関連づけといいますか、保安規定のどこの条項ということに記載しているのかというのはですね、明確になってございませんのでそちらの方がわかるようにですね、記載を修正したいと考えてございます。 |
| 0:47:54 | 以上です。   |
| 0:47:58 | 規制庁オザワです。はい。よろしくお願いします。   |
| 0:48:19 | 原子力規制庁の古作です。  |
| 0:48:22 | すみません、今の点でちょっと確認ですけど、事業者検査のところに教育訓練をあえて書いた理由っていうのはありますか、あの施設検査とかですね、施設管理とかには技教育訓練とか書いていなくて、                             |
| 0:48:39 | 書いていないっていうのはおのずとQMSの中での力量管理というのが入ってくるっていう理解でいるんですけど。  |
| 0:48:48 | 検査をわざわざ書いたのはなぜでしょうか。  |
| 0:49:07 | GNF-Jのカメザキでございます。教育についてですね、実施するということでは次ですね、   |
| 0:49:23 | どのような教育をするんだっけ、個別にですね、記録を残すということを想定してですね、情報に加え、   |
| 0:49:33 | させていただきました。   |
| 0:49:35 | もう一緒にございます。   |
| 0:49:38 | 規制庁コサクです。今の説明だと、QMSの条文とは別の活動っていうことだと、今、書き切れていない。  |
| 0:49:47 | 訓練するという事でしか書いていないので、  |



|         |  |
|---------|--|
| 0:49:50 | それ以外のことがちょっと書き切れてないということだと理解をすればいいですか。   |
| 0:50:01 | GNF-J のカメザキでございます。QMSの活動はあるんですけども、検査どこ出した  |
| 0:50:14 | 記載となつてございませんので、こちらのほうで明確にしたところでございます。  |
| 0:50:23 | 規制庁コサクです。すいません。別出しで、かつ、教育訓練をするものとしたという説明だと理解をしたので、だとすると、先ほどオザワの方から言ったような、その教育訓練についてあらかじめ計画するんだとかですね。 |
| 0:50:40 | それを管理していくんだというようなことについては明示的に今書かれていなくて、   |
| 0:50:47 | わかるように追記なりをしていくということで御回答されたということで理解すればいいでしょうかという質問なんですけど。  |
| 0:50:57 | GNF-J のカメザキでございます。ご理解の通りでございます。  |
| 0:51:08 | 規制庁コサクです。わかりました。   |
| 0:51:19 | 原子力規制庁ナガイです。検査員の力量について、ちょっといろんな皆さんの事業者としての見解がすべてに最優先するんですけども、今提出されている資料で、                            |
| 0:51:35 | っていうと、017 の品質管理基準規則のに対する比較   |
| 0:51:43 | あのですね、表に伝えと資料の 18 ページでですね、ナンバー48 の機器等の検査等の中の高齢は左から 2 番目の列の品質管理基準規則の解釈の                               |
| 0:52:01 | 4 項のところですね。また 5 項に規定する使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことは事業者検査と事業者検査等実施する要員が、                               |
| 0:52:16 | 当該検査に必要な力量用いっていうくだりが   |
| 0:52:21 | あってそれを受けて、一部一番右側の保安規定の変化に変更認可申請の 8.5 項の(6)のところでは何か赤字でアンダーラインが引いて今回変更箇所ですね、この力量もちつということを受けた規定が        |
| 0:52:41 | されています。ですから、ここの具体的な内容をどういうふうに力量を持たせるのかっていう。  |
| 0:52:51 | ところと理解すればよろしいんでしょうか。   |
| 0:54:09 | はい。  |
| 0:54:10 | GNF-J のカメザキでございます。   |

|         |  |
|---------|--|
| 0:54:13 | こちらのですね、こちらの一覧を資料の 18 ページに赤字で記載していたところ<br>ですね、内容ってどうかそちらが目指すところの教育でございますが、こちらの<br>ほうを、                 |
| 0:54:30 | 個別のですね検査の所で実施する。   |
| 0:54:39 | 計画立てて、全体的にはですね、計画を立てて実施する教育訓練というの<br>は、QMSの中の  |
| 0:54:52 | 一応、  |
| 0:54:53 | 6.2 項のところですね、実施するということになりますが、こちらのほうの資料<br>2.2 項で行っている。   |
| 0:55:07 | 教育との繋がりがですね、58 条の 2 本、60 条には   |
| 0:55:16 | うまく繋がっていなかったようですからそちらのほうに修文してこれ 2.4 条の<br>6.2. 2 項のほうからその辺も少しわかるような事態を考えてございます。                        |
| 0:55:34 | 以上でございます。  |
| 0:55:37 | 原子力規制庁の永井です。関連のですね、規定の仕方幾つかあると思うんで<br>すけど、その趣旨ですねちょっと最初にコサクのほうから確認した点につい<br>て、                         |
| 0:55:54 | ちょっと私のほうで割り込んでしまったんですけど、それでいうことでよろしけれ<br>ば、そういうことになると思います。また違う観点でいろいろ確認したんであれ<br>ば、追加の確認をお願いしたいと思いますが、 |
| 0:56:10 | はい。  |
| 0:56:26 | GNF-J カメザキでございます。今のちょっと最後の語尾がちょっと聞こえなか<br>ったんでもうちょっとお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。                             |
| 0:56:35 | 原子力規制庁の永井です。失礼いたしました。この先ほど教育 58 条の 4 と<br>60 条の教育訓練とそれから品質管理としての関連で、                                   |
| 0:56:52 | 先ほどのですね力量のを持たせるというところの関連をを規定しているとい<br>うことで、私の理解しましたので、それで以外の何か   |
| 0:57:09 | 確認の確認というか、規定の意図があるんであれば説明なりしていただこうと<br>思いますんですけど、規制庁の中も今日参加している人も含めて、何か違う。<br>それで、                     |
| 0:57:24 | 違う規定を考えていたということであれば発言の方をお願いします。  |
| 0:57:42 | はい。原子力規制庁ナガイです。特になければ今これまでのやりとりの   |
| 0:57:49 | 先ほど回答いただいた内容に従ってですね、記載のほうのをのを作るようにして<br>ください。  |
| 0:58:00 | 事業者の考えるわけでございます。今のコメント承知いたしました。  |

|         |  |
|---------|--|
| 0:58:11 | 原子力規制庁の永井です。ちょっともう1点だけですね、先ほど高経年化技術評価とそれから施設管理の関連で、最初のほうに確認があったんですけども、ちょっとそれに関連するんですが、 |
| 0:58:30 | 皆さんのですね、今日、  |
| 0:58:33 | 資料ですと011の32ページの施設管理の冒頭ですね、1ポツの定義でJEAC4209の2007年  |
| 0:58:50 | に従うってということでこれは保守管理は施設管理と読みかえるということで書いてある点についてですね、                                      |
| 0:59:02 | こういう実用炉のですね、原子力発電所を使うっていうのは、事業者判断になるとは思いますけどそのときにもお伝えした通り、保守管理、保安措置ガイドですか、のほうでなり、新しい   |
| 0:59:19 | 新検査の規則等の用語が今優先されるというますか。それに従って構築しているってことがわかるようにしていただくということだったと思いますけれども、この              |
| 0:59:36 | 際にですね、この2007年版を引用してるんですがもう一つの資料2012番の資料、   |
| 0:59:48 | 保安規定を認可申請書の補足説明資料の施設管理ですね、22ページ以降で書いてあるんですが、ここではですね23ページの2.2の考え方ではJEAC4209の2016年版が今、   |
| 1:00:06 | 出てアップデートされてますんで、大きな項目としては変わらないと思いますけれども、2016年版でですね、変わってる。                              |
| 1:00:21 | 内容っていうのはまさに新検査制度を  |
| 1:00:25 | それから、新基規性基準の反映であるとか、この保安活動、  |
| 1:00:33 | そうですね。高経年化技術評価の結果を保守管理にフィードバックするというような内容も含まれておりますので、皆さんの中のそういう手順がですね、                  |
| 1:00:48 | 施設管理の今の資料の通りになってるかっていうのは、御説明いただいた通りであるかというのはよく再確認していただいて最終的には加工事業規則であるとか、保安措置ガイドの      |
| 1:01:05 | 内容を踏まえた記載になってるということもあわせて確認するようにしてください。   |
| 1:01:15 | GNF-Jのカメザキでございます。コメントありがとうございました。コメント拝承させていただきます。内容確認して補正に反映します。よろしく願いいたします。以上です。      |
| 1:01:39 | 規制庁オザワです。  |
| 1:01:43 | 提示いただきました。資料に関しての確認へこちら側からの本庁側からの確認は以上になるんですけども、1点ですね。                                 |

|         |  |
|---------|--|
| 1:01:59 | 眼の水晶体のその等価線量限度っていうものが変更になるということですね、御社の場合も、保安規定上で、その別表で4-7で読み込んでいるところがございますので、                    |
| 1:02:14 | そちらの取り扱い等何か検討されている状況があるようであれば、御説明いただきたいんですけども、どのような対応するかというところがございます。                            |
| 1:02:27 | GNF-J カメザキでございます。  |
| 1:02:30 | ここでもですね4月1日か改正となるということで、保安規定の補正のほう時間を要したものですから、それに合わせて、当社の場合は、そちらのほうに、                           |
| 1:02:50 | 反映したいと考えてございます。ただあの通りの時期ですね、発生しますので、適応ですね、日時を記載して4月1日以降、こちらの管理です。                                |
| 1:03:05 | 2号の形の表記にしたいと考えてございます。以上です。   |
| 1:03:12 | 規制庁オザワです。はい。今回の補正に合わせて盛り込むというところは理解しました了解しましたので、合わせて補正のタイミングで盛り込んでいただければと思います。                   |
| 1:03:26 | オザワから以上です。   |
| 1:03:37 | 規制庁タナベです。繰り返しになりますが今回ですね準備した事実確認事項については以上となりますGNFJ側から他何かございますでしょうか。                              |
| 1:03:54 | GNF-Jのカメザキでございます。ほかに特にございません。以上です。   |
| 1:04:01 | はい、規制庁タナベですありがとうございます。規制庁側はほかございませんでしょうか。  |
| 1:04:11 | 規制庁田辺でございます。そうしましたらこちらについてもですね、事実確認の事項以上となりますので、今回ですね、   |
| 1:04:22 | 事実確認させていただいた、事項について、あわせて水晶体眼の水晶体についてもですね、補正の準備のほう、よろしく願いいたします。それでは、本日の面談をこれにて終了いたします。皆さんお疲れ様でした。 |